

I. だれもがともに暮らせるまちづくり

計 画 項 目		今後の検討課題・次期計画で検討すべき事項	記号		
1. 障害についての理解と支えあいの推進	(1)障害についての理解の推進	1)障害についての啓発と交流の推進 ①多様な方法による系統的な啓発の推進 ②多様な市民の交流の推進 ③身近な地域での交流の場づくり	* 障害者と健常者の交流（相模原の事件もふまえ）、障害者の相互理解、当事者・支援者と行政の交流のいっそうの推進、イベント等への障害者の参加の推進、地域や企業とも連携した幅広い参加の推進、交流できるプログラムの検討 * 当事者活動への参加の促進と、より主体的に参画するための支援 * 障害児者の理解・啓発における事業者の役割の検討 * 差別解消法に基づく啓発と、より具体的な理解の推進 * だれもが大切される安心・安全のまちづくり	1 A	
		2)福祉教育の推進 ①学校等での福祉教育の充実 ②社会教育での学習の推進 ③身近な地域での共同学習の場づくり	* 福祉教育のあり方に関する検討の場の設置 * 年代や対象に応じた体系的な福祉教育のカリキュラムの作成や研修の実施 * 民間保育園・幼稚園などを含む、障害児と健常児の交流の推進 * 精神障害（予防・早期対応を含む）についての本人・家族の学習、学校・教員への啓発の推進	1 B	
	(2)地域で支えあう活動の推進	1)障害者を支援する地域福祉活動の推進 ①障害者を支援するボランティア活動・NPO活動等の推進 ②身近な地域での支えあい活動の推進 ③地域福祉活動と公的サービス等の協働の推進	* 多くの人がボランティア活動等に参加できるしきや具体的な情報提供、養成講座、グループづくり等の支援、コーディネート機能、活動をサポートするしきみの充実 * 活動している団体間の連携の推進 * 精神障害者等を支援するボランティアの養成、地域と連携した支援の推進 * 地域での支えあいをすすめるための個別支援活動への意識づくりや地域の福祉力の向上や公的サービス等との協働の推進、日常的な困りごとへの対応 * 地域福祉施策を推進する部局の明確化	1 C	
		2)当事者活動の推進 ①当事者による地域福祉活動の推進 ②当事者団体の活動の推進 ③当事者が気軽に交流できる場づくりの推進	* 当事者による学習活動、交流の場づくりの推進・支援 * 当事者団体の活動の立ち上げと活性化、地域生活をすすめる主体的な活動の推進・支援体制の充実、ピアサポート活動への支援 * 当事者団体間の連携、行政や関係団体、地域等との連携の推進 * 当事者活動の施策への反映	1 D	
	2. 快適で安全な生活環境整備の推進	(1)だれもが利用しやすいまちづくりの推進	1)都市施設のバリアフリー化の推進 ①福祉のまちづくりの推進 ②道路や歩道のバリアフリー化の推進 ③公園・緑地のバリアフリー化の推進 ④公共建築物のバリアフリー化の推進 ⑤民間建築物のバリアフリー化の推進 ⑥面的な整備の推進 ⑦福祉のまちづくりに関する市民の理解の推進	* 当事者のニーズをふまえた、福祉のまちづくりのいっそうの推進 * ハード面のバリアフリー化（ユニバーサルデザインの前提として） * 差別解消法の施行をふまえた合理的配慮の推進	1 E
			2)障害者等に配慮した交通の充実 ①公共交通の充実 ②交通施設や車両等のバリアフリー化の推進 ③移送サービス等の充実 ④移動を支援する福祉サービスの充実	* 移動に関するトータルなサポートのしきみの構築 * 公共交通（タウンくるバス等を含む）のルートの充実と、利用しやすい配慮などの推進（プリペイドカード廃止への対応等も含む） * 精神障害者や難病患者等の移動に関する支援の推進 * 生活実態やニーズに基づく移動支援の実施、移動支援と行動援護の併給の検討 * ガイドヘルパーや運転協力者の確保 * 差別解消法の施行をふまえた合理的配慮の推進	1 F
3)情報のバリアフリー化の推進 ①多様な方法による情報提供の推進 ②コミュニケーションを支援するサービスの充実 ③障害のある人とのコミュニケーションに関する市民の理解の推進			* 盲ろう者の実態把握と支援の推進 * 入院時コミュニケーション支援の推進（要件等の見直し） * 要約筆記体験講座の実施方法の検討 * 差別解消法の施行をふまえた合理的配慮の推進	1 G	
(2)安全なまちづくりの推進		1)防災対策の推進 ①防災に対する意識づくりや日常からの対策の推進 ②災害時に支援が必要な人を支えるしきみづくり ③災害情報を伝達するしきみづくり ④避難所等の整備と支援の充実	* 防災に関する方針の周知・啓発、研修、訓練等の推進 * 災害時要援護者名簿の的確な作成と提供先の検討、支援体制・計画づくり、個人情報共有に関する合意形成の推進（GH利用者の帰宅時対応も含む） * 多様な手法による災害情報の発信・伝達（効果的な方法等の検討） * 緊急医療情報キット等の活用の推進 * 災害時の移動手段の確保 * 発達障害者の災害時の支援の推進、多様なニーズをもつ人への対応の推進 * 福祉避難所や地域の避難所の整備、支援マニュアルの作成、薬などの確保、福祉避難所の周知や運営方法の検討 * 避難所マニュアル、福祉避難所の運営等への当事者意見の反映、避難訓練等への参加の促進	1 H	
		2)防犯対策の推進 ①障害者を犯罪から守る取り組みの推進		1 I	
		3)交通安全対策の推進 ①交通安全に対する意識の高揚 ②交通安全に関する施設等の整備の推進		1 J	
	4)徘徊行動のある人への支援の推進 ①徘徊行動のある人を協力して探すしきみづくりの検討	* 障害への理解と、協力して探せるしきみづくり、コンビニ等との連携の検討（高齢者のシステムの拡大による障害者や子どもへの対応）	1 K		

Ⅱ. 一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり

計	画 項 目	今後の検討課題・次期計画で検討すべき事項	記号	
1. 生涯を通じた発達と学習への支援の充実	(1) 継続的な支援のしくみづくり	1) 発達や療育を継続的に支援するしくみの構築 ① 発達や療育を継続的に支援するしくみの構築 ② 発達障害のある子ども等への支援の推進 ③ 障害のある子どもの保護者等に対する支援の充実	* 障害児・子育て支援制度の改正、市の機構改革、あかつき・ひばり園の指定管理制度への移行、保育所の民営化、民間事業者の参入等もふまえた、乳幼児期・学齢期・成人期の一貫した発達支援システムと体制の構築 * 子どもの支援に関する台帳のオンライン化（まず行政内から）やサポート手帳の活用による途切れのない情報共有・サポートシステムの構築 * 児童発達支援センターでの一貫した相談支援の実施、 障害児相談支援事業所の充実 * 障害児のいる家庭への訪問や福祉サービス等の利用促進 * 利用者・介護者のニーズや発達支援の観点に基づく福祉サービスの実施 * 個別の支援計画やサポート手帳の活用も含めた、発達につまずきのある子どもへの支援の充実 * 難病のある小児への支援の検討 * 親に障害がある世帯の子育て支援や学校との連携のしくみづくり * 障害児福祉計画の策定	2 A
	(2) 障害児の療育・教育の推進	1) 早期療育と障害児保育の充実 ① 母子保健の充実と発達に支援が必要な子どもの早期発見の推進 ② 早期療育の充実 ③ 障害児保育の充実	* 関係機関の連携強化によるすべての子どもの状況把握と、切れ目のない支援の体制づくり、 ニーズの増加への対応 * 妊婦健診未受診者等へのサポート、未熟児支援の事業・体制の強化 * 障害児相談の充実と、サポート手帳も活用した継続して相談できる体制づくり * 子どもの状態にあわせた保育、保護者が希望する保育所・幼稚園・学校等に通える体制づくりの推進、 療育ニーズの多様化・高度化に対応する人材の育成、発達障害児の保育条件の整備、医療的ケアが必要な障害児の保育の検討 * 民間保育所・幼稚園での発達障害等の研修の充実 * あかつき・ひばり園の指定管理制度への移行をふまえた連携の強化、 障害児支援事業所との連携の推進 * 母子手帳・サポート手帳のアプリの作成	2 B
		2) 支援教育の充実 ① 支援教育実施体制の充実 ② 就学に関する支援の充実 ③ 教育内容の充実 ④ 支援学校との連携の強化 ⑤ 学校施設のバリアフリー化の推進 ⑥ 放課後等の活動の場の充実 ⑦ 学齢期の機能訓練等の充実 ⑧ 高等学校期の支援教育の充実	* 就学支援に関する関係機関（私立幼稚園等を含む）の連携の強化、 引き継ぎ資料ともなる個別支援計画の充実 * 支援学校との連携による支援学級在籍児への支援の強化、支援学級の巡回相談や児童等に配慮した設備の改善 * 支援学校のセンター的機能を活かした支援教育の充実や人材養成の推進、高等学校、保育所・幼稚園への支援 * 支援学級在籍児、不登校の子ども、精神的なサポートが必要な子どもへの支援の推進、 中学生世代への支援の充実、継続的な支援ができる体制の構築 * 難聴児への支援の充実、慢性疾患等で教育機会が失われた児童への教育の保障 * 放課後等の活動の場の多様化をふまえた連携の推進 * 放課後等デイサービスの送迎における安全の確保 * 就学前から卒業後までの継続した療育支援体制の構築、継続して身近に訓練が受けられる体制の整備、 軽度の子どもへのリハビリ体制の整備	2 C
		3) 高等教育の推進 ① 大学等への進学への推進	* 高等部卒業後の学びの場の検討 * 大学と連携した学生（特に下宿生）への支援の推進	2 D
	(3) 生涯学習の推進	1) 生涯学習・スポーツ等の推進 ① 生涯学習・スポーツ事業やサークル活動への参加の推進 ② 障害者向けの学習・スポーツ・文化・レクリエーション活動等の推進 ③ 障害者に配慮した図書館サービスの推進	* 生涯学習・スポーツ事業、サークル・団体活動等への障害者の参加の推進 * 障害者が参加できるスポーツプログラムやボランティアの確保 * 視覚障害者のためのライブラリーの充実、点字・録音図書を作成するボランティアの養成	2 E
	(4) 自立生活に向けた支援の推進	1) 自立生活に向けた支援の推進 ① 生活訓練事業等の推進 ② 地域生活への移行をすすめるための交流や体験の場づくり	* 入院期間の短縮もふまえた、地域移行・定着に向けた家庭・地域の理解、生活・活動の場、支援体制づくりなどの推進 * 市外の病院に入院している人の地域移行に関する支援の検討 * 地域移行・定着における関係機関等のチーム支援のしくみづくり * 医療機関の職員への地域移行に関する情報提供や研修の実施 * 入退院を繰り返す人の地域定着支援の推進 * 生活訓練事業の拡大、自立生活プログラムの構築、 日常生活に活用できる訓練の実施 * 施設、病院、家庭からの地域移行のための体験宿泊室の確保	2 F

計	画	項	目	今後の検討課題・次期計画で検討すべき事項	記号	
2. 就労や社会的活動への参加の推進	(1)一般就労の推進	1)就労に関する相談支援の充実	①就労支援ネットワークの充実 ②就労に関する相談の充実 ③就労を支援する人材の養成	* 系統的な就労支援をすすめる総合的なビジョンづくり * 就労に関する関係機関の連携の充実、共通のサポーター連絡カードの作成 * 支援困難ケースにおける各々の機関の専門性を活かした連携の推進 * ハローワークと連携したジョブマッチングのしくみづくり * 医療機関における就労支援の充実 * 就業者へのアフターフォローやリワークへの支援の充実 * 就業にともなう生活支援における連携の推進	2 G	
		2)就労のための訓練等の充実	①就労移行支援事業の推進 ②職業訓練等を行う専門機関の利用の促進 ③支援学校等での就労支援の推進 ④実習の場などの確保の推進	* 就労移行支援事業の利用者の確保、事業所見学バスツアーの充実 * 市庁舎実習の充実と、多様な実習の受入企業の確保 * 就労にともなう生活面のサポートの充実 * 発達障害のある人への就労支援の充実	2 H	
		3)就労の場の確保	①障害者雇用に対する理解の推進 ②障害者雇用に関する支援制度の利用の促進 ③市での障害者雇用の推進 ④在宅就労等の推進	* 就労の場の充実 * 企業への障害者雇用の啓発や働きかけの強化、支援プログラムの構築 * 市庁舎実習の全庁への拡大と、仕事の創出の推進 * 在宅就労への支援の検討 * 障害者優先調達推進法の取り組みの拡充	2 I	
		4)就労への定着のための支援の推進	①継続的な支援の推進	* 就労後のフォローを行う制度の検討（生活訓練事業やサポーター連絡カードの活用） * 定着支援のための相談窓口の設置 * 企業と支援機関の継続的な連携に関するPR、ナチュラルサポート体制の構築への支援	2 J	
	(2)福祉的就労や日中活動の推進	1)福祉的就労の推進	①福祉的就労の場の確保 ②福祉的就労への支援の充実	* 新卒者の増加や重度の人のニーズなどに対応した福祉的就労の場の確保、状況に応じた多様な働き方を支援する場づくり、事業所が少ない地域への設置 * 多様な症状に対応した支援環境の提供 * 事業者ネットワークの拡充と連携の推進 * 企業と行政の連携による工賃向上のためのしくみづくりや支援の充実 * 就労継続支援A型事業所の質の向上 * 就労継続支援B型での工賃や就労者数以外の評価尺度の設定 * 就労継続支援B型利用者への生活支援、通所支援の充実 * 就労支援利用者の生活面への支援の充実 * 単独通所が困難な人への支援の検討	2 K	
		2)日中活動の推進	①生活介護事業等の推進	* 日中活動の体系的な方針（経過的施設の位置づけ等）の明示 * 重度障害者の進路について組織的に対応するシステムづくり * 重度の人が利用できる事業所（すばる・北斗福祉作業所後の進路）の確保 * ひきこもり等で通所が困難な人への支援体制づくり、社会参加に向け寄り添いつながりづくり * 訪問型生活訓練のガイドラインの作成 * 休日に利用できる場の充実	2 L	
	3. 身体とこころの健康づくりとリハビリテーションの推進	(1)保健・医療・リハビリテーションの推進	1)健康の保持・増進への支援	①主体的に健康づくりに取り組む意識の高揚 ②健康診査、健康相談等の充実 ③健康づくりのための運動の推進 ④こころの健康づくりの推進	* 障害のある人の健康診査への配慮やしくみづくりの検討 * 「健康づくりプログラム」も活用した主体的な健康づくりのしくみづくり * 精神障害に対する理解と、早期発見・治療につなぐ取り組みの推進 * 市民（特に若年層）へのアルコールに関する啓発の推進	2 M
			2)障害のある人への医療の充実	①地域医療での障害者への対応の充実 ②障害者に配慮した医療サービスの推進 ③自立支援医療や難病に対する医療の推進	* 障害者への医療情報の提供とアクセスへの支援の充実、入院・通院が安心してできる環境づくり * 地域の医療機関を受診しにくい人への対応の検討 * 障害者の認知症への対応、認知症の人の地域生活支援の推進 * 障害者に対応できる婦人科の充実、難病を診察できる医師の充実 * 個人の生活や価値観を尊重した医療を行う多機能型診療所の設置や委託による地域ケアの構築 * 訪問看護や訪問リハビリテーションに関する総合的な施策の推進 * 二次障害予防の取り組みの推進 * 通院に関するサービスの充実（利用者や医療機関の状況等に応じた実施）	2 N
3)リハビリテーション医療や機能訓練の充実			①リハビリテーション医療の充実 ②機能訓練の充実	* 言語障害、高次脳機能障害、若年性認知症などのリハビリテーションの推進 * 日中活動と医療の連携によるリハビリ的な運動・ケアの推進 * 二次障害を予防するためのリハビリ（言語訓練等）の充実	2 O	
4)障害の原因となる疾病等の予防の推進			①健康づくり意識の高揚 ②健康診査の受診の促進 ③身体とこころの健康づくりの推進	* 健康診査や保健指導の実施率を高めるためのはたらきかけ * ストレス度チェックシートの全戸配布 * 教育と連携した健康やメンタルヘルスの啓発、イベント等に参加しにくい人への啓発方法の検討	2 P	

Ⅲ. 自分らしい生活を支えるサービスづくり

計	画 項 目	今後の検討課題・次期計画で検討すべき事項	記号	
1. 情報提供と相談支援の充実	(1)情報提供と相談支援の充実	1)情報提供の充実 ①情報提供の推進 ②きめ細かな情報提供の体制づくり ③福祉制度等に関する学習の推進	*インターネット等の活用が難しい人などにも配慮した関係団体等と連携した積極的な情報提供の推進 *引きこもりなどで情報が届きにくい人への情報提供の推進 *市ホームページの充実	3 A
		2)多様な相談支援の場づくり ①総合的な相談支援を行う窓口の充実 ②相談支援事業の充実 ③地域に密着した相談支援の推進 ④ピアカウンセリングの充実	*基幹相談支援センターの周知と利用促進、各相談支援機関との機能整理と連携の推進、医療機関と基幹相談支援センターの連携の確保 *包括的な相談・支援（生活困窮、高齢、障害、子ども）の枠組みづくりと、そのなかでの障害者施策の役割の明示 *地域福祉活動などと連携した、地域に密着した相談支援の充実 *発見されにくい障害やサービスにつなげていない人を相談・支援につなぐ施策の実施、地域の課題を支援につなぐしくみづくり *相談支援員の養成やスキルアップへの支援（精神障害、高次脳機能障害、触法障害者等のさまざまな対象者への対応） *支援学校卒業生の計画相談に関する連携 *ピアカウンセリングの充実（ピアカウンセリングセンターの充実）	3 B
		3)相談支援ネットワークの充実 ①地域自立支援協議会の充実 ②相談支援ネットワークの充実 ③複雑な問題に対応するしくみづくりの推進 ④広域的なサービス利用をすすめるしくみづくり	*分野を超えた相談支援のネットワークづくりと、複雑な課題の解決のための連携のしくみづくり、緊急的な支援の受け皿と資源開発の推進 *分野を超えた相談に的確に対応するための関係機関の連携の強化 *困難事例での連携、担当者会議の推進、生活困窮者自立支援事業との連携、触法ケースの支援における連携の推進 *広域での問題解決に関する検討の推進	3 C
		4)ケアマネジメントの充実 ①個別支援計画の推進 ②サービス利用計画等の推進 ③個別ケースに関するケア会議等の充実	*計画相談支援を的確に作成するための事業所や相談支援専門員の確保と連携・スーパーバイズなどの推進、精神障害に対応する計画相談支援事業所の確保 *セルフプラン作成者の相談支援事業者（障害児相談を含む）の利用促進、セルフプランのあり方の検討 *地域移行・定着支援を行う相談支援事業所の確保 *人員確保のための相談支援の報酬の改善 *インフォーマルサービス等も活用したプランのしくみ（報酬）の検討 *相談支援事業所の質の向上、プランの内容の充実 *計画相談支援における事業所と行政の役割の明確化 *計画相談支援と並行した見まもり・寄り添い支援の推進 *相談支援事業所とサービス提供事業所の連携によるサービスの質の向上	3 D
		5)的確なサービス支給決定の推進 ①的確な障害支援区分認定の推進 ②支給決定ガイドラインの充実	*認定調査を的確に行うための研修やチェックの推進 *支給決定基準の定期的な見直し	3 E
2. 生活を支援するサービスの充実	(1)地域での生活や介護を支援するサービスの充実	1)生活や介護を支援するサービス等の充実 ①ホームヘルプ・ガイドヘルプの充実 ②通所型サービスの充実 ③短期入所の充実 ④各種事業の充実 ⑤障害福祉サービス等を提供する人材の確保 ⑥地域福祉活動等との連携の強化 ⑦難病や発達障害、高次脳機能障害がある人等への支援の推進	*総合支援法に基づくサービス等の推進、ニーズに応じた提供体制の確保 *事業者や従事者が不足しているサービスの確保の推進 *介護保険に移行した人への障害福祉サービスの実施（サービス低下の防止） *医療・保健分野との連携の強化 *公的サービスと地域福祉活動の連携 *重度障害者の支援の充実（重度訪問介護による見守りなど） *当事者や家族の高齢化や重度化をふまえた支援のしくみの検討 *精神障害者の緊急対応（拠点）のためのガイドラインの作成等 *地域生活支援拠点（システム）の推進 *盲ろう者への支援の推進 *難病と医療的ケアに関する課題の抽出、難病の人のサービス利用状況の把握と利用の促進、難病地域協議会への医療・福祉・就労サブワーキングの設置 *医療的ケアができる介護人材の把握と確保 *大人の発達障害やひきこもりの人への支援の推進、ネットワークの構築 *入浴に関する介護の充実（回数の増加） *日常生活用具の充実（新たな機器への対応、自己負担の軽減） *新規参入事業者なども含めたネットワークの充実（サービス内容や質の把握）、法人種別を超えた事業の透明性等の確保 *従事者を確保するための取り組みの推進、要件を満たすための研修の拡充 *従事者のスキルを高める研修や、事業者・関係機関等の連携によるニーズに対応した支援の推進 *必要に応じた事業者連絡会の設置 *サービス利用申請等の書類の改善と寄り添い支援の充実	3 F
		2)家族介護者等への支援の充実 ①障害福祉サービス等の利用の促進 ②介護者の健康管理への支援の推進 ③介護者の交流や学習活動への支援の推進	*介護者の高齢化や「親亡き後」の問題への取り組みの推進、相談等に関する相談窓口の設置 *地域生活支援拠点（システム）の推進 *本人と家族を支援する「包括型地域生活支援」のしくみづくりの検討 *介護者の病気等による支給決定の際の診断書義務づけの見直し	3 G
		3)余暇活動への支援の充実 ①余暇活動の場の確保 ②余暇活動への参加に対する支援	*日常的に余暇活動ができる場や支援するボランティアの確保	3 H

計 画 項 目		今後の検討課題・次期計画で検討すべき事項	記号	
(2) 居住の場の確保の推進	1) 地域自立生活のための居住の場の確保 ① 公営住宅や民間賃貸住宅の利用の推進 ② グループホーム・ケアホームの充実 ③ 地域での居住をすすめるための支援の推進 ④ 住宅のバリアフリー化の推進	* 住み慣れた場所で安心して暮らせる環境づくり * 車いす利用者等も含む多様なニーズに対応する賃貸住宅の確保と入居支援 * 重度障害者が利用できるグループホームの充実、グループホームの設置・運営を推進するための方策の検討、バリアフリー化や防火対策等への支援 * グループホーム入居者の高齢化への対応 * 地域でのひとり暮らしを希望する人を支援するしくみの検討、ひとり暮らしを支援する機関のネットワークの構築、グループホーム退所者への支援の継続 * 賃貸住宅における保証人問題への対応 * 施設のバリアフリー化や防火対策等への支援の検討	3 I	
	2) 施設入所支援の充実 ① 施設入所支援の充実	* 日中活動、生活支援、移動支援、短期入所なども含めた拠点機能の検討 * 入所者の高齢化への対応	3 J	
	(3) 経済的安定のための支援	1) 年金・手当等の充実 ① 年金・手当等の充実	* 年金・手当の充実に向けたはたらきかけ * 生活困窮者自立支援法の施行をふまえた取り組みの検討	3 K
		2) 経済的負担の軽減 ① 経済的負担を軽減するための支援	* 利用者負担の軽減 * 知的障害者の入院時の経済的な負担の軽減 * サポートドッグに関する医療的なサポート（補助）の実施	3 L
3. 権利擁護に対する支援の充実	1) 権利擁護をすすめる体制づくり ① 権利擁護を推進するしくみづくり ② ノーマライゼーションのまちづくりに関する都市宣言等の検討	* 権利擁護のしくみづくり、市民への啓発活動、事業所での取り組みなどの推進 * 専門職による支援体制や、権利擁護支援のセンター機能の検討 * 虐待防止法や差別解消法の施行をふまえた取り組みの推進	3 M	
	2) 権利擁護に関する相談・支援の推進 ① 相談機関等における支援の充実 ② 障害福祉サービス等に関する苦情解決の推進 ③ 権利擁護センターの検討	* 権利擁護システムの構築 * 差別解消法に関する相談・対応のしくみづくり * さまざまな支援の質を高める取り組みの推進 * 後見活動などによる的確な意思決定支援の推進	3 N	
	3) 後見的支援の充実 ① 成年後見制度に関する相談や利用支援の充実 ② 成年後見人等の確保の推進 ③ 日常生活自立支援事業の推進	* 日常生活自立支援事業の利用の促進と、待機解消の推進 * 成年後見制度の利用の促進、市長申立の考え方の検討 * 市民後見や法人後見の取り組みの検討	3 O	
	4) 虐待防止の取り組みの推進 ① 虐待防止に向けた取り組みの推進 ② 虐待ケースへの対応の推進	* 事業所と関係機関・市などの連携による虐待防止の取り組みの充実（役割分担の明確化）、適切な対応のための研修の充実 * 児童・高齢者・障害者の虐待やDVに対応する総合的な窓口機能の検討 * 緊急時の受入施設のさらなる確保	3 P	

計画推進のための取り組み

計 画 項 目		今後の検討課題・次期計画で検討すべき事項	記号
(1) 計画推進体制の充実	① 障害者長期計画推進委員会等での取り組みの推進 ② 自立支援協議会との連携の推進	* 障害者福祉をとりまく状況や制度の動向を的確にふまえた計画の見直しと推進 * ニーズをふまえた制度や施策の推進 * 次期計画の策定に向けた取り組み（障害者長期計画の期間の見直し、自立支援協議会と連携した検討の推進） * 自立支援協議会での協議の施策への反映 * 教育分野などとの連携の推進 * ライフステージを通じた包括的な地域支援システムの構築、精神障害者地域包括ケアシステムの検討 * 市の障害者施策の大きな変更に関する協議のあり方の検討	4 A
	(2) 事業の推進体制の充実 ① サービス提供体制の充実 ② 相談支援体制の充実	* 地域生活を支える人材や事業者の充実と連携の強化 * 相談支援（基幹、一般、計画、地域）の充実	4 B
	(3) 計画的・効果的な事業実施の推進 ① 障害福祉計画との連携の推進 ② 他の計画等との連携の推進 ③ 効果的な事業実施の推進	* ニーズの的確な把握と事業推進への反映 * 新たに創設される事業（就労定着支援事業、自立生活援助）の推進 * 各計画に対する関係者の理解の推進	4 C